

高額介護サービス費の算定誤りについて

千葉市では、高額介護サービス費の算定の一部に誤りがあり、過少支給が判明しましたので、お知らせします。

1 事案の概要

介護保険には、介護保険サービスを利用し、1か月に支払った自己負担額の合計額が一定の上限額を超えたときに、その超えた分を支給する制度（高額介護サービス費）がある。

この高額介護サービス費の算定において、公費負担医療対象者が訪問看護等の介護サービスを利用した時の自己負担額を含めずに計算していたため、支給額に不足が生じたもの。

2 追加支給の対象者数及び金額

(1) 対象期間 令和元年12月から令和4年3月までのサービス利用分

(2) 対象者数 167人

(3) 対象金額 1,271,023円

※対象者及び金額は現時点における概算（速報値）であり、今後変動する可能性がある。

3 判明の経緯及び原因

厚生労働省からの確認依頼に基づき調査を行った結果、厚生労働省から示された算定方法とは異なり、高額介護サービス費を算定する際に、公費負担医療に係る自己負担分を含めずに計算していたことが判明した。

4 今後の対応

(1) 公費負担医療に係る自己負担分を含めて高額介護サービス費を算定した結果、高額介護サービス費の支給が不足していた方及び支給できていなかった方に対し、お詫びと追加支給又は新規の支給に係る御案内の通知を送付する。

(2) 年間高額介護サービス費等にも影響が及ぶ可能性があることから、これらについても調査を継続し、追加支給又は新規の支給が必要となる場合には、対象となる方に対し別途お知らせをする。

5 再発防止策

高額介護サービス費の算定において、公費負担医療対象者の自己負担額を含めた計算が行われるようシステム改修を行う。